

れいわ ねんど しょうがくぶ せいかつ
令和6年度 小学部の生活のしおり

かごしま ろうがっこう しょうがくぶせいかつしどう がかり
鹿児島聾学校 小学部 生活指導係

こうない せいかつ
1 校内での生活について

とうこうじかん まも
(1) 登校時間を守りましょう。

あいだ とうこう
8：00～8：15の間に登校しましょう。

あさじしゅう と く
8：15からは 朝自習に 取り組みましょう。

せんせい きやくさま あ
(2) 先生やお客様に 会ったら

じぶん すす
自分から 進んで あいさつをし

えしゃく
会釈も します。

きけん ちか
(3) 危険なところに 近づきません。

きけん あそ
危険な遊びは しません。

かえ かい お あそ
(4) 帰りの会が 終わったら、 遊ばずに

げこう じこく まも はや かえ
下校時刻を 守って 早く 帰ります。

とうげこう とき き どうろ
(5) 登下校の時は 決められた 道路

つうがくろ とお
(通学路)を いつも 通ります。

がっこう ひつよう かね もの
(6) 学校に 必要のない お金や物は

も
持ってこないように します。

わす もの と かえ
(7) 忘れ物をしても 取りに帰っては

きしゆくしゃ おな
いけません。(寄宿舎も同じ)

2 服装などについて

- (1) 標準服を ひょうじゆんふく きちんと きちんと ちやくよう 着用し、ふくそう 服装のみだれ
(えり・すそ・ボタン・ほつれ・靴のかかと) に
き 気をつけましょう。
- (2) きが 着替えをしたら ふく 服を たたみましょう。また、
たいいく 体育の後は あ ひょうじゆんふく 標準服に きが 着替えましょう。
- (3) ネームを きちんと つけましょう。
- (4) きせつ 季節や たいちよう 体調に あ 合わせて、いふく 衣服を ちようせつ 調節しましょう。
ふゆふく 冬服：11月～4月くらい
なつふく 夏服：5月～10月くらい
- (5) くつ 靴と くつした 靴下 (くるぶしが かくれるもの) は
しろ 白い ものを はきましょう。
※ うわば 上履きと たいいくかん 体育館シューズは
くべつ 区別して はきましょう。
- (6) ぼうかんぎ 防寒着 (黒や紺を こん基調としたもの) や
マフラー、てぶくろ ネットウオーマー、手袋は
ひつよう 必要に おう 応じて ちやくよう 着用しましょう。
- (7) せいけつ 清潔な かみがた 髪型を こころ 心がけましょう。
まえがみ 前髪は め 目に かからないように
き 切るか、ピンで とめるように しましょう。
うし 後ろ髪が がみ 肩に かた かかる なが 長さは、
むす ゴムで むす 結びましょう。

- (8) 髪留めかみどの ピンやゴムは 黒・紺・茶くろ こん ちゃのものを
使用しようし、頭あたまの うしろで とめましょう。
(ラメの入ったものや シュシュは みとめません。)

- (9) アクセサリーるい類を つけるのは やめましょう。
※ミサンガやゴムを 腕うでなどに つけません。

- (10) ランドセルに つけるものは 防犯ブザーぼうはんと
キーホルダー (1つ) だけです。
※ 防犯ブザーは 音おとが 出でるか
定期的ていきてきに 確かく認にんしましょう。

3 携帯電話けいたいでんわやスマートフォンについて

- (1) 学校がっこうに 携帯けいたいでんわ電話やスマートフォンを
持もってきては いけません。
- (2) 自主通学生じしゅ つうがくせいで 学校がっこうに 持もってくるときは
許可きょか願ねがいを書かいて、許可きょかを もらいます。
校内こうないでは 使つかいません。登下校とうげこうのときの
保護者ほごしゃとの 連れん絡らく用ように 使つかいます。
- (3) 携帯けいたいでんわ電話や スマートフォンは
保護者ほごしゃと ルールを 決きめて 使つかいます。
- (4) 携帯けいたいでんわ電話や スマートフォンは フィルタリングを
かけ、電話でんわやメールのみの 機き能のうのみを 使つかいます。

4 校外での生活について

(1) 登下校の とうげこう 方法は ほうほう 保護者や先生と ほごしゃ せんせい
かくにん 確認をして まも 守りましょう。

(2) 出かけるときは、行き先や いきさき 帰る時刻、
いっしょ い ひと 一緒に行く人などを うち ひと お家の人に つた 伝えます。

こ 子どもだけで す 住んでいる しょうがっこう 小学校区の
そと い 外へ 行ってはいけません。

(3) 自転車は じてんしゃ 体に合ったものを からだ あ

あんぜん き 安全に の 気をつけて のり 乗りましょう。

※ じてんしゃ じょうれい きてい かごしま自転車条例の規定により、

ちゅうがくせい か 中学生以下の こども 子どもは じてんしゃ 自転車に

の 乗るときに ヘルメット の ちやくよう 着用が

ぎむ 義務づけられています。

(4) 知らない人に こえ 声を かけ かけられたら、

こうばん ちか ひと たす もと 交番や ちか 近くの人に たす 助けを もと 求めたり、

こ ばん いえ ちか みせ 「子ども110番の家」や ちか 近くのお店に
かけ かけこんだり し しましょう。

(5) 友達との かね お金の か か 貸し・借りは
し しません。